

# 富山短期大学個人情報の保護に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人富山国際学園個人情報の保護に関する規程（以下「学園規程」という。）に定めるもののほか、富山短期大学（以下「本学」という。）が保有する個人情報の取扱いに関し必要な事項を定め、個人情報の適正な保護を図ることを目的とする。

(個人情報管理委員会)

第2条 本学における個人情報の取扱いを適正かつ円滑にすすめるため、富山短期大学個人情報管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の事項について審議する。。

(1) 個人情報の保護に関する規程等の整備に関する事項

(2) 個人情報の取得、管理、利用、開示、訂正、追加、削除、使用の停止又は消去に関する事項

(3) 個人情報の取扱いに関する不服の申立てに関する事項

(4) 個人情報の管理に対する指導及び助言に関する事項

(5) 個人情報保護に係る啓発に関する事項

(6) その他個人情報の保護に必要な事項

3 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 学長

(2) 副学長

(3) 教務部長

(4) 学生部長

(5) 図書館長

(6) 事務部長

(7) 学科長

(8) その他委員長が必要と認めた教職員

4 委員会は委員長及び副委員長を置き、委員長は学長をもって充て、副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときはその職務を代行する。

6 委員会は、委員長が招集する。

7 委員会の事務は教務部において処理する。

(個人情報管理責任者)

第3条 学園規程第4条に規定する本学の個人情報管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、委員会の委員長をもって充てる。

(個人情報取扱責任者)

第4条 個人情報を取扱う部等ごとに個人情報取扱責任者を置き、当該部等の長をもって充てる。

2 個人情報取扱責任者は、個人情報の保護管理に関し管理責任者を補佐し、及び所属教職員等を指揮監督する。

(第三者からの取得)

第5条 本学が第三者から取得することができる個人情報は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 法令等の規定に基づくとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 出版、報道等により公表されているとき。

(4) その他学園の特別の定めがあるとき。

2 個人情報を第三者から取得するときは、本人の権利、利益及びプライバシーを侵害することのないよう、十分に留意しなければならない。

(管理)

第6条 管理責任者は、個人情報を適正かつ安全に保護管理するため、学園規程第7条第1項に規定するもののほか、学内情報システムに登録された個人情報への不正アクセス等の防止等の措置を講じなければならない。

(業務委託)

第7条 本学が保有する個人情報を取扱う業務の全部又は一部を第三者に委託する場合は、委託業者と本学との間で個人情報の保護に係る覚書(様式第1号)を締結するものとする。

(開示、訂正、追加、使用停止又は消去)

第8条 学園規程第10条第1項及び第11条第1項に規定する開示等の請求は、書面(様式第2号)により行うものとする。

2 管理責任者は、前項の請求があった場合は遅滞なく調査及び確認を行い、委員会の審議を経て必要な措置を講じなければならない。

(開示等の窓口)

第9条 管理責任者は、第8条に規定する開示等及び学園規程第12条に規定する不服申立て、並びに苦情処理、相談及び問い合わせ等の窓口を定め、公表するものとする。

(細則)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理責任者が別に定めるものとする。

附 則(平成17年12月8日公布)

この規程は、平成17年12月8日から施行する。